札幌市都市利便増進協定認定要領

（令和８年10月15日政策推進担当局長決裁）

（目的）

第１条　本要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）に規定する都市利便増進協定の認定に関し、必要な事項を定める。

（認定の申請）

第２条　法第74条第１項の規定による都市利便増進協定の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、都市利便増進協定認定申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

⑴　都市利便増進協定書の写し

⑵　都市利便増進協定締結の理由を記載した書面

⑶　都市利便増進協定の区域を示す図面

⑷　申請者が都市利便増進協定の認定申請に係る代表者であることを証する書面

⑸　協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）

⑹　土地及び建物の登記事項証明書

⑺　前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

（都市利便増進協定の変更の認定の申請）

第３条　法第76条第１項の規定による都市利便増進協定の変更の認定を受けようとする者は、都市利便増進協定変更認定申請書（様式第２号）に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

⑴　都市利便増進協定書（変更後）の写し

⑵　都市利便増進協定の変更の理由を記載した書面

⑶　変更した都市利便増進協定の区域を示す図面

⑷　申請者が都市利便増進協定の変更の認定申請に係る代表者であることを証する書面

⑸　協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）

⑹　（変更に係る部分の）土地及び建物の登記事項証明書

⑺　前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

（都市利便増進協定に係る認定の通知）

第４条　市長は、第２条又は第３条の認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し都市利便増進協定認定通知書（様式第３号）又は都市利便増進協定変更認定通知書（様式第４号）によりその旨通知するものとする。

附　則

この要領は、平成25年２月18日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年10月15日から施行する。